
サポート終了製品のパートナーシップにおける 取扱いに関する調査

サポート終了製品のパートナーシップにおける取扱いに関する調査

- パートナーシップの運用において、サポート終了製品の取扱いが明確となっていない部分および取扱いをする上での課題があるため、取扱いが停滞する場合がある。
- このため、明確となっていない部分と課題となっている部分についての運用及び改善方法について検討する。

(1) JPCERT/CCへのヒアリング

・パートナーシップにおいてサポート終了製品の取扱いが明確となっていない部分および取扱いをする上での課題等

(2) 課題の改善策、新たな運用ルールのとりまとめ

〔調査項目の例〕

パートナーシップにおけるサポート終了した製品の定義
サポート終了した製品の優先情報提供の実施方法
サポート終了した製品の公表判定委員会での判定要否
サポート終了した製品の公表手続き

- サポート終了におけるリスクと製品開発者の望むべき対応
 - 製品開発者にとって永遠にサポートすることは大きな負担
 - 一般的にサポート終了製品は、脆弱性対策や公表は行われず、製品利用者が脆弱性のリスクを知らぬまま製品を使い続ける
 - **製品開発者の望むべき対応は、「製品の利用中止」の公表**

- パートナーシップにおける問題と対処
 - パートナーシップでは、製品開発者がサポート終了であることを理由に対応を拒否すると調整が難航し、調整不能案件・連絡不能案件となる
 - **調整不能案件・連絡不能案件は公表判定委員会にて審議**
 - **JVNにて「製品の利用中止」を公表**

IPA パートナーシップにおける「サポート終了」に関する取扱いの整理

- ◆ 2016年度脆弱性研究会における検討結果をもとに、想定される取扱いケースごとにパートナーシップでの取扱いについて、下記の通り整理した。

	取扱いケース	パートナーシップでの取扱い
A	サポート終了しており、製品開発者に脆弱性情報を通知。 但し、脆弱性による影響度が小さい	取扱い終了(通常取扱い)
B	サポート終了しており、製品開発者に脆弱性情報を通知後、製品開発者が対策を策定し、JVN公表に同意する	JVN公表(通常取扱い) 優先情報提供可能
C	サポート終了しており、製品開発者に脆弱性情報を通知後、製品開発者は対策を新規に策定せずに、「利用中止」のJVN公表に同意する	JVN公表(通常取扱い) 優先情報提供可能
D	サポート終了しており、製品開発者に脆弱性情報を通知後、製品開発者が対策を策定せず、「利用中止」のJVN公表にも同意しない	「調整不能」案件として公表判定委員会での判定 その後、「利用中止」のJVN公表
E	サポート終了しており、製品開発者に脆弱性情報を通知できない、または、製品開発者に通知したが、その後製品開発者から応答が無い	「連絡不能」案件として公表判定委員会での判定 その後、「利用中止」のJVN公表

IPA 今後の検討課題について

- ◆ 取扱いケース別に整理した結果を踏まえ、さらなる検討を実施したところ、取扱いケース「D・E」の調整不能・連絡不能案件となった場合について、以下の様な課題がある。これは、**サポート終了であるかどうかによらない問題**であるため、来年度以降に改めて課題の調査・整理することを検討したい。

課題 1 : 公表判定委員会を経ない限りは、利用者が脆弱性情報を知る事が出来ない。

→利用者に迅速に周知する必要がある脆弱性情報については、判定対象が1件でも公表判定委員会を開催できる運用を検討する。

課題 2 : 公表判定委員会後に、「利用中止」のJVN公表について、優先情報提供をする必要性の有無。

重要インフラ事業者は、重要なシステムで利用している製品の脆弱性情報を、一般への公表（JVN公表）より数日程度、利用中止を知る事の有効性について検討が必要。

→現行の告示および、ガイドラインでは本ケースでの優先情報提供は検討できていないため、提供の必要性を検討し、必要な場合は、告示および、ガイドラインの改正も踏まえて検討する。